

「糸満市教育長賞」児童生徒等表彰実施要綱

平成27年12月1日 教育長決裁

1 目的

教育、文化、スポーツ活動等の分野において全国大会及び県大会等で顕著な成果を収めた児童、生徒、団体、又は他の模範となる児童生徒、団体（以下「児童生徒等」という）を糸満市教育委員会教育長（以下「市教育長」という）から表彰することにより、その荣誉又は活動をたたえ、本市教育の一層の振興、充実を図ることを目的とする。

2 表彰の区分

学校生活において、他の生徒の模範となり、かつ次の各号の一に該当すると認められる児童生徒に対して、表彰するものとする。

- (1) 教育・文化活動において、全国大会及び県大会で顕著な成績を収めた場合
- (2) スポーツ活動において、全国大会及び県大会で顕著な成績を収めた場合
- (3) 高度な技能資格を取得した場合
- (4) 他の児童生徒等の模範となる功績が認められた場合

ア 社会福祉活動、地域環境美化活動等長期にわたり継続的に実践したと認められたもの。

イ 地道な努力を継続して実践し、他の模範となる活動を行ったもの又は他の模範と認められたもの。

ウ その他、他の児童生徒の模範となる活動を行ったと認められたもの。

3 表彰の対象者

表彰の対象は、市内小中学校に在籍する児童・生徒等とする。

4 表彰の時期

表彰は、毎年1月に開催する「糸満市教育の日」の式典において行う。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、随時行うことができる。

5 対象とする期間

審査の対象とする期間は、前項により表彰を行う年度の4月1日から1年間とする。

6 表彰の推薦

市内小中学校長は、上記2の表彰区分に該当する児童生徒がいると認めるときは、「糸満市教育長賞」表彰推薦書（別紙様式）により糸満市教育長に推薦するものとする。

7 表彰の審査及び決定

「糸満市教育長賞」表彰等候補者選考審査会設置要綱（平成21年12月9日教育長決裁）に基づいて行う。

8 表彰の方法

表彰は、表彰状を教育長が授与して行うものとする。

附 則

この要綱は、平成21年12月9日から施行する。

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。